



内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第8回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日 時：令和5年9月21日（木） 10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室
（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：福和主査、磯打委員、井出委員、入江委員、奥村委員、片田委員、加藤委員、
越塚委員、小室委員、小山委員、末松委員、関谷委員、根本委員、
濱田委員（代理）、平田委員、廣井委員、渡邊委員（代理）（17名）

2. 議事要旨

事務局から、「前回ワーキンググループにおける意見等について」、「南海トラフ巨大地震対策におけるデジタル技術の活用について」等について、資料に基づいて説明を行うとともに、越塚委員から「デジタルインフラの防災・災害対策」、廣井委員から「情報通信分野の現状と検討すべき課題」について話題提供があり、委員間で議論を行った。委員からの主な意見は次のとおり。

- 次期総合防災情報システムを通じた情報共有は、災害対応において非常に有効であることから、できるだけ早期に国と自治体等がデータ連携できる取組を進めること、各自治体と十分協議したうえで利便性の高いシステムを整備・運用すること、各自治体における財政負担をできるだけ少なくするよう配慮することが必要である。
- 事務局説明資料で示された「発災後に収集・提供が必要な主な情報・主なシステム」は、国や自治体の業務において必要な情報・システムであるが、これに加えて、被災者の生活継続の視点に立って、必要な情報がいつ、どの手段で提供されるのか分かる全体像を示すことも必要である。
- 基礎自治体が住民へのきめ細かい情報提供をすべて担うことは困難であり、デジタル技術だけでなく、既存のメディア、特に地域のメディアの役割が非常に重要になってくる。
- 自治体では、防災に関する情報だけでなく、住民の基礎データをはじめとする様々な情報を取り扱っているため、発災時に情報・データが欠落することによって任意のシステムが利用できなくなることも考えられるため、相互関係を把握しておく必要がある。

- 行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式にする方針が定められているが、依然として自前調達している自治体がある。そのような自治体も、今後は自前調達ができなくなることが考えられるため、標準的な仕様を提示する必要がある。
- 何らかの防災対策を検討する際に必要となる、過去の自然災害の事例等に関する基礎データが標準化されておらず、収集が困難な状況にあるため、系統的に収集できる仕組みが必要である。
- 基礎自治体におけるスマート化、DX化の必要性を認識するために、発災後の時間軸に応じた情報やシステムの利用のあり方を丁寧に説明する必要がある。
- ほとんどの企業はホームページ等を通じて様々な情報を発信しているが、災害時にも極めて重要な情報が含まれている。国・自治体が、最新のインターネット技術を活用して、これら民間の情報・データをしっかり取り込む仕組みが必要である。
- 次期総合防災情報システムに情報やデータを入力することは、災害時でもインターネット回線が生存していることが前提であると思われるが、仮に回線が途絶した場合でも自治体や民間企業が利用できるような頑強なシステム設計が必要である。
- 次期総合防災情報システムに手動入力する情報のほとんどは自治体から発信される情報であるが、災害規模が大きくなるほど入力作業がボトルネックになるため、実行可能性について検討する必要がある。また、被害が甚大で情報の入力が極めて困難な状況下でも最低限必要な情報の位置付けや、時間軸と被害レベルに応じた情報入力の工夫が必要である。
- 次期総合防災情報システムに入力して共有できても、災害対策本部会議資料の作成といった別の目的のために改めて作業するのは非常に負担であるため、入力作業が1回で済むような設計が必要である。
- 被災地のインターネット回線が途絶して情報の入力や共有ができない状況下でも、オフラインで作業を継続し、回線が復旧した際に、蓄積した情報やデータをまとめて共有できるような仕組みづくりが必要である。
- 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターにおいて「政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン」を策定しているが、基礎自治体における防災情報システムが本ガイドラインに準拠したものになっているかどうか、現状を点検する必要がある。
- 情報システム分野に限らず全ての企業が提供するサービスの中に、耐災害性能を基準として取り込むとともに、BCPの供給責任として位置付けるようにする方策も考えられる。
- 自治体のデータは国内のクラウドで運用しているものが多いが、データセンターの立地場所によっては南海トラフ地震で機能不全になる可能性もあるため、事業者に対して事業継続のための態勢を取る必要性を訴えるメッセージが必要である。

- 東日本大震災などの過去の災害事例を参考にして、南海トラフ地震による通信・システム被害の復旧に要する時間の大きな想定を出したうえで議論をする必要がある。
- 被災によりデジタル技術の利用が不可となる場合の観点として、アナログ利用とデジタル利用の境界部分をどのようにデジタル利用に転換するか、デジタル利用が完全に機能不全に陥った場合にアナログ利用で最低限やるべきことは何か、といった視点も加えて議論する必要がある。また、東日本大震災においては、発生から3日後には7割程度が復旧したとの実績もあることから、少なくとも3日間は耐えられるかどうか、タイムラインとして想定しておく必要がある。
- 防災分野に限らず行政の各システムは、失敗しないように確実に設計しているものの、様々な不確実性やユーザーの多様な行動によって予期せぬ事象が発生することが想定されるため、運用しながら少しずつ改修することを許容するという雰囲気が必要である。
- 通信事業者における冗長性を確保するハードやアプリケーションの構築を1つの会社で実施していれば大きな問題にはならないが、その会社が別会社のサービスに依存している場合は冗長性の実態が不透明になる可能性も認識する必要がある。

上記のほか、今回のワーキンググループの議題全般、前回（第6回・第7回）ワーキンググループの議題に関する委員からの主な意見は次のとおり。

- ライフライン（電力）の地震対策の事例として、地域内の自立的な電力供給システムを紹介されたが、コスト面で成り立っていないという課題があるため、さらなる初期投資や工夫があれば普及が進むと思われる。
- 災害時の流言への対応と平時のフェイクニュース・デマへの対応は異なるため、切り分けて議論する必要がある。
- デジタル技術の防災分野への活用は極めて重要な課題であり、活用のされ方によっては、被害の大幅な軽減や適時適切な救助活動・復旧活動に大きな効果が期待できる。そのため、デジタル技術と防災分野の関わりを議論する際は、「デジタル技術を活用することによって防災分野がどのように高度化されるか」という視点と「防災分野に活用するためにデジタル技術をどのように開発すればよいか」という視点を同時並行で進める必要があるのではないかと。

以上